

○伊達市準用河川流水占用料等徴収条例

別表（第2条関係）

1 流水占用料

区分	単位	単価	摘要
鉱工業用水	毎秒0.01立方メートルにつき1年又は1使用期間	41,580円	鉱工業経営に必要な用水（汽かん冷却用水を除く。）
汽かん冷却用水		7,810円	
農産物加工用水		3,850円	農業者が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。
魚族養殖用水		11,550円	
鉱泉用水	1口につき1年	類似の土地の価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。）に100分の6を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る。
その他の用水	毎秒0.01立方メートルにつき1年又は1使用期間	7,810円	

備考

- 1 1件が0.01立方メートル（以下この号において「表示の単位」という。）未満のものであるとき又は表示の単位未満の端数があるときは、表示の単位として計算する。
- 2 占用の期間が1年未満であるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。
- 3 単位の欄中「1使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。
- 4 前3項の規定により算定した1件の流水占用料等の額が100円に満たないときは、これを100円とする。

2 土地占用料

区分	単位	単価及び算出方法	
		1月以上の占用	1月未満の占用
建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）	1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」	

			という。)に100分の6を乗じて得た額(1月未満の占用にあつては、その額に100分の110を乗じて得た額)。ただし、その額が20円に満たない場合にあつては20円とし、200円を超える場合にあつては200円とする。
第1種電柱	1本につき1年	420円	462円
第2種電柱		650円	715円
第3種電柱		880円	968円
第1種電話柱		380円	418円
第2種電話柱		610円	671円
第3種電話柱		830円	913円
その他の柱類		38円	41円80銭
共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	4円	4円40銭
鉄塔	1基につき1年	760円	836円
管(外径が0.4メートル未満のものに限る。)の埋設	0.07メートル未満のもの	16円	17円60銭
	0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	23円	25円30銭
	0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	34円	37円40銭
	0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	45円	49円50銭
	0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	68円	74円80銭
	0.3メートル以上のもの	91円	100円10銭
鉄道及び軌道敷地	1平方メートル	80円	88円
農耕用敷地	につき1年	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき農業委員会が情報の提供を行った借賃(その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して市長が	

		定める額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）
採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）
漁業及び養殖用水面		20円 22円
係船その他に係る水面		30円 33円
鉱泉地	1口につき1年	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）
その他の敷地	1平方メートルにつき1年	近傍価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）。ただし、その額が10円に満たない場合にあっては10円とし、66円を超える場合にあっては66円とする。

備考

- 1 1件が1平方メートル又は1メートル（以下この号において「表示の単位」という。）未満であるとき又は表示の単位未満の端数があるときは、表示の単位として計算する。
- 2 占有の期間が1年未満であるとき又は占有の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。
- 3 単価を算出するに当たっては、近傍価格が前年度の当該占有に係る土地占用料の算定に用いた近傍価格に1.2を乗じて得た額（以下「調整近傍価格」という。）を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。
- 4 前3項の規定により算定した1件の流水占用料等の額が100円に満たないときは、これを100円とする。
- 5 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 6 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上

の電線を支持するものをいうものとする。

- 7 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

3 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	1立方メ	143円	客土用又は盛土用土砂で砂利の入らないもの
砂	ートル	176円	直径0.5センチメートル未満のもの
切込砂利			直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂交じりのもの
砂利			直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂を含まないもの
栗石			直径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの
玉石		231円	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの
転石		979円	直径30センチメートル以上のもの
その他の河川産出物		規則で定める額	

備考

- 1 1件が1立方メートル（以下この号において「表示の単位」という。）未満であるとき又は表示の単位未満の端数があるときは、表示の単位として計算する。
- 2 前項の規定により算定した1件の流水占用料等の額が100円に満たないときは、これを100円とする。